

愛知県の最低賃金

愛知県最低賃金

令和3年10月1日から

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
なお、特定最低賃金がある場合は、特定最低賃金が適用されます。

時間額
(円)
955

特定最低賃金

令和3年12月16日から

時間額
(円)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
(表面処理鋼材を除く。)

996

**はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業**
(建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)

968

輸送用機械器具製造業
(建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。)

976

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修などを行い、事業場内最低賃金を20円以上引き上げた場合、設備投資などのかかった費用の一部を助成します。

「業務改善助成金コールセンター」
(受付時間 平日8:30~17:15)

03-6388-6155

- ◆ 業務改善助成金制度の利用の相談（無料）は、
愛知働き方改革推進支援センター 0120-006-802（令和3年度）
- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313